

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。  
・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

様式第五号（第八条の三十八関係）

（表面）

措置内容等報告書

年 月 日

（あて先） 名古屋市長

報告者 住所 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇  
氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 〇五二-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
	登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	登録番号	12345678901
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（ 廃プラスチック類 ）			
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	2 t			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき （ 〇〇年〇〇月〇〇日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき （ 年 月 日） ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）			
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	㈱〇〇運輸		
	住所	名古屋市〇区〇〇町〇-〇-〇		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	情報処理センターから「定められた期間内に処理業者から報告がされていない」旨の通知を受けた。中間処理後、まとめて最終処分場へ運搬するため、処分業者が保管していた。			
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	処分業者に速やかに最終処分場へ搬出するよう指示した。			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。  
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
  - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
  - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
  - ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)